

# 『安全は全てに優先する』

私たち西肥バスは、お客様を目的地まで「安全」「安心」「快適」に輸送することが最大の使命です。

## 西肥自動車株式会社 安全方針

1. 輸送サービスを提供するあらゆる場面においてお客様の安全を最優先に考え行動することにより、輸送の安全を確保します。
2. 輸送の安全に関する関係法令及び社内規程（マニュアル含む）に定められた事項を遵守し、厳正かつ忠実に職務を遂行します。
3. 輸送の安全を確保するための社員教育及び研修・管理・コミュニケーションの強化、当事者意識の醸成に努めます。

西肥バスでは、輸送の安全の確保が輸送業務の最大の使命であるとの認識のもと、プロドライバーとしての意識及び絶対に事故を発生させないという強い決意を社員一人ひとりが持ち、社員の安全教育と意識改革・輸送の安全に関する法令遵守・基本動作の徹底及び事故防止体制の更なる強化に取り組んでまいります。

私たちは、事業活動を通じて社会的責任を全うし、企業の更なる持続的発展のため、『安全は全てに優先する』ことを行動の基準とし、運輸安全マネジメントシステムの効果的な運用と継続的な改善により、社会及びお客様からの「安全」という信頼を確固たるものとしします。

平成28年度の年間スローガンを『お客様に「安全・安心・快適」を提供し確かな信頼を勝ち取ります。』と掲げました。全社員が常にご利用いただくお客様の立場に立ち、輸送の安全の重要性を深く認識し、より一層安全で快適かつ確実な輸送を実現するため日々改善を繰り返し、安全輸送のプロとして公平公正な旅客サービスを提供し、地域公共交通の担い手として全従業員一丸となって最善を尽くしてまいります。

西肥自動車株式会社

代表取締役 社長 川口博樹

## 1 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長及び役員は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、全社員に輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底させることをはじめとし、社内において輸送の安全の確保について主導的な役割を果たしてまいります。
- また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえ社会的責任を果たしてまいります。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定（Plan）実行（Do）点検（Check）改善（Act）のPDCAサイクルを確実に実施し、また毎年度末の安全マネジメント委員会（マネジメントレビュー）の結果に基づき、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。
- また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

## 2 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

- (1) 平成27年度 輸送の安全に関する目標の達成状況について

### ① 車内事故による重大事故「ゼロ」

車内事故による重大事故「ゼロ」として目標を設定しましたが、平成27年度におきましては5件の車内重大事故が発生し、目標は達成できませんでした。

着座確認及び目視による確実な安全確認と基本動作の徹底により再発及び事故防止に努めてまいります。

### ② 施設・構内における事故「ゼロ」

全所属において施設・構内における事故「ゼロ」として目標を設定し、事故防止対策を講じ、全社にて取り組みましたが、平成27年度は、18件の施設・構内における事故が発生し、目標は達成できませんでした。運行及び安全管理担当部署による事故傾向に対応した諸施策の実施、全運転者を対象とした事故防止研修等を今年度も確実に実施し、徹底した事故の原因究明を行い構内事故の撲滅・目標達成に向け更なる努力を重ねてまいります。

### ③ 横断歩道上における事故「ゼロ」

横断歩道上における事故「ゼロ」として目標を設定しましたが、横断歩道通過時の一時停止の怠り及び安全確認不足が原因とされる有責事故が2件発生し、目標は達成できませんでした。

目視による確実な安全確認及び基本動作の徹底により再発防止に努めてまいります。

- (2) 平成28年度 輸送の安全に関する目標

### ① 車内事故による重大事故「ゼロ」

### ② 施設・構内における事故「ゼロ」

### ③ 横断歩道上における事故「ゼロ」

全社員が更なる安全意識の向上に努め、より一層お客様に安心して西肥バスをご利用いただくために、上記目標を平成27年度同様、平成28年度の目標とし、「お客様への安全運転の提供」を徹底いたします。現状に満足することなく更なる安全を目指し、安全という終わりのない命題に向かい、日々自己研鑽に努めてまいります。

車内事故防止については、営業所単位での小集団活動（運転士集会）等を通じて発車時・停車時・ドア開閉時の基本動作（肉声による口頭案内等）をそれぞれ確認し、確実に実施してまいります。

### 3 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

車内事故	（自動車事故報告規則第2条第7項に該当するもの）	5件
衝突事故	（自動車事故報告規則第2条第3項に該当するもの）	1件

### 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

- (1) 安全統括管理者（安全統括管理者不在の場合は安全管理課課長）は、運行管理を統括します。
  - (2) 安全管理課は、上司の指示を受け、各所属長・営業所長を通じて（もしくは直接運行管理者等を）指揮・監督し、運行管理業務全般を処理します。
  - (3) 統括運行管理者（統括運行管理者不在の場合は運行管理者）は安全管理課の指示により運行管理業務全般について処理します。ただし、重要な事項が発生した場合は、安全統括管理者の指示を得て処理するものとします。
  - (4) 運行管理者は、統括運行管理者の指示により運行管理業務全般を担当し、運行管理者補助者は、運行管理者の指示により、運行管理業務の一部（点呼執行等）を担当します。
  - (5) 乗務員は乗務員服務規程に従い運行管理者等の指示を遵守し、輸送の安全確保に努めなければなりません。
- ※ 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統については別紙①参照願います。

### 5 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 全従業員の安全意識の向上  
輸送の安全の確保が最も重要であるという認識を徹底し、関係法令及び安全管理規程・社内規程（マニュアル含む）に定められた事項を遵守いたします。
- (2) 安全への投資  
輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うように努めます。
- (3) 内部監査と改善  
輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じます。
- (4) 情報共有の体制づくり  
輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達・共有をいたします。
- (5) 教育・研修の計画の体系化  
輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施いたします。
- (6) 運転士の健康管理の徹底  
産業医等と連携し、健康管理を充実させ、事故防止を図ります。（健康起因による事故「ゼロ」）

## 6 輸送の安全に関する計画

※ 平成27年度の取り組み状況について

(1) 年間スローガンを『地域公共交通への期待と信頼に私たちが「必ず」応えます。』として、交通事故防止活動計画及び接遇向上運動計画を各営業所毎に策定し、事故防止・接遇向上に取り組みました。

(2) 貸切バス安全性評価認定制度 一つ星取得

西肥自動車株式会社は、公益社団法人日本バス協会の貸切バス事業者評価認定委員会で安全運輸に対する取り組みが優良と認められ、2014年9月19日、『☆(一つ星)』の認定を受けました。

ご利用いただくお客様に「最高の安全と安心」なバスの旅を提供するため、今後も社員一丸となって輸送の安全確保に取り組み、満足と感動をお届けできるよう努めてまいります。今年度は二つ星取得に向け、更に高いレベルでの安全確保への取り組みを持続してまいります。

※ 平成28年度 輸送の安全に関する計画

年間スローガンを『お客様に「安全・安心・快適」を提供し確かな信頼を勝ち取ります。』として、交通事故防止活動計画及び接遇向上運動計画を営業所単位にて四半期毎に策定しました。全社員が常にご利用いただくお客様の立場に立ち、感謝の気持ちと輸送の安全の重要性を深く認識し、より一層安全で快適かつ確実な輸送を実現するため日々改善を繰り返し、安全輸送の向上と信頼の確保に一丸となって取り組んでまいります。

(1) 運行管理の実施体制確立

- ① 適切な勤務割による乗務員の配置
- ② 車両定期点検整備及び運行前点検・中間点検・終業点検の確実な実施
- ③ 飲酒・酒気帯び運転、酒気帯び出勤の根絶対策（マニュアルに沿ったアルコールチェックの実施）
- ④ 明瞭な発車点呼・到着点呼の徹底（運行及び道路状況の確実な報告・記載・乗務員への的確な指示）
- ⑤ 事故及び車両故障発生時等における連絡通報の迅速対応

(2) 事故防止強化日の設定

- ① 毎月 1日・10日・20日 事故0（ゼロ）の日（左安全確認呼称強化の日）  
全従業員リボン（事故0の日）着用
- ② 毎月 5日・15日・25日 運行管理者及び運行管理者補助者による点呼の厳正な実施強化日

(3) 指導訓練及び事故防止対策の充実

- ① 安全最優先・関係法令等遵守の意識の徹底  
社長・役員・安全統括管理者の営業所巡視をはじめとする職場意識高揚に加え、社内での教習や会議等で継続的な啓蒙と検証を行い、安全が何よりも優先すること、それに関する法令を遵守することを説き、安全第一の風土作りに努めてまいります。

## ② 教育研修の充実

社内教育体制の再整備、外部講師等を活用した新たな教育プログラムにより、営業所の運行管理者・運行管理者補助者及び乗務員の質的向上・スキルアップを図ってまいります。

## ③ 日常業務に関する指導・監督の強化

管理部門による立会い点呼、運行管理担当部署による実車添乗指導、事故惹起者研修、重点指導対象者への特別指導・トレーニング等により、自己の運転姿勢や心構えについて初心に戻り、基本に忠実な運転操作、また「考える運転」を実行し事故のない安全な運行に努めてまいります。

## ④ 情報の伝達・情報の共有化の強化

本社及び営業所における安全輸送を推進するための各種会議体の機能強化を図るとともに、当社の事象事例をもとにした原因究明・防止策について検討し、再発防止に努めていきます。  
営業所単位での小集団活動における管理者ミーティング・チームミーティングを実施し、運転や接客に関わる事故予防、現場での意見を共有する活動を進めてまいります。

## ⑤ 安全教育・安全設備の充実

デジタルタコグラフを活用し速度管理・急発進・急減速の防止を図り、事故の危険因子を事前に排除していきます。併せてアイドリングストップを積極的に実践することで燃費の向上を目指していきます。  
乗務員の適性診断（ナスバネット）の診断結果の活用により運行管理面や安全に対する意識の向上について助言指導を行います。  
また、安全性向上のための設備・装備の充実に取り組んでまいります。

## ⑥ 異常事態発生（重大事故・車両火災等）を想定した訓練を実施し、緊急時の対応の検証ならびに防災意識の向上に努めます。

## ⑦ 安全管理体制の強化

運輸安全マネジメントに対する内部監査を当社の内部監査規定に基づき実施します。  
内部監査をより実効性の高いものとする方法に変更するとともに、社員全員が関係法令を遵守することの重要性を共通認識として取り組んでまいります。  
運行管理担当部署による帳票類の精査、モニタリング等を実施し、記録の適性管理に努めてまいります。  
また、乗務員が心身健康な状態で乗務するための方策として保健師による職場巡回・面談を継続実施し、健康相談・メンタルヘルスの充実を図ります。  
定期健康診断及び睡眠時無呼吸症候群検査に基づいた追跡調査の継続と産業医の指導を活用し、健康に起因する事故の防止を図ります。

## 7 事故・災害等に関する報告連絡体制

※ 事故・災害等に関する報告連絡体制については、[別紙②](#)参照願います。

## 8 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

- (1) 平成27年度 輸送の安全に関する取り組み実績  
※ 平成27年度 輸送の安全に関する教育及び研修の実績については、[別紙③](#)参照願います。
- (2) 平成28年度 輸送の安全に関する取り組み計画  
※ 平成28年度 輸送の安全に関する教育及び研修計画については、[別紙④](#)参照願います。

## 9 輸送の安全に関する内部監査結果・措置内容

運輸安全マネジメントの実施状況等をチェックするため、少なくとも年1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施します。

また、重大な事故、災害等が発生した場合、または同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施します。

- (1) 監査目的 … 西肥自動車（株）安全管理規程第15条ならびに第16条に定める輸送の安全に係る監査及び改善に関する規定に基づき輸送の安全性の向上を図ることを目的とした内部監査を実施し、安全管理体制の「適合性」と「有効性」を検証しました。
- (2) 実施期間 … 平成27年4月～平成28年3月 毎月実施
- (3) 対象 … 東部営業所・北部営業所・伊万里営業所  
長崎営業所・平戸営業所・新上五島営業所（6営業所）
- (4) 実施内容 … 必要書類の保存・整理・記録状況・点呼の実施状況・安全に関する目標設定及び達成状況等について適正に管理・実施がされているかを確認しました。  
また、所属長に対し、輸送の安全に関する重点施策等の従業員への浸透状況及び安全マネジメント体制を維持するために必要な指導・教育が営業所において実施できているか等についても確認しました。
- (5) 監査結果 … 特に大きな指摘事項は無く、概ね適正であることを確認し、一部整備すべき書類があった営業所には、指摘及び改善・是正の指示をしました。  
また、事故防止に向けた取り組みを運行管理者が中心となり全営業所とも積極的に行うこと、運行管理者と乗務員との間のコミュニケーションを日頃から整え、営業所員への安全意識を向上させるため確実な対面点呼を実施することの指示徹底を図りました。

## 10 輸送の安全に関する予算及び実績

<平成27年度 輸送の安全に関する実績>

- (1) 平成27年度 乗務員無事故表彰  
社内規定により、乗務員の無事故表彰の促進を図りました。
- (2) SAS（睡眠時無呼吸症候群）簡易検査実施
- (3) ドライブレコーダーの導入
- (4) LED路肩灯・トランク及びステップ灯の取替
- (5) HIDヘッドライト及びヘッドライトバルブの取替

<平成28年度 輸送の安全に関する予算>

- (1) 平成28年度 乗務員無事故表彰
- (2) SAS（睡眠時無呼吸症候群）簡易検査実施
- (3) LED路肩灯の取替
- (4) HIDヘッドライト及びヘッドライトバルブの取替

## 11 安全統括管理者

執行役員 運行本部長 中塚 武

## 12 行政処分等の公表について

平成25年12月3日に行われた弊社北部営業所の監査の結果、下記の通り行政処分を受けましたので旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第2項の規定により公表致します。

<平成25年12月3日 北部営業所への監査結果について>

### 1. 行政処分の内容

- ① 行政処分を受けた営業所
  - 北部営業所（所在地）長崎県北松浦郡佐々町小浦免 1572 番地 28
- ② 行政処分内容
  - 文書警告及び勧告（運転者に対する指導監督が適切に行われていない。点呼記録の記載事項不備）
- ③ 行政処分を受けた日
  - 平成25年12月24日

## 2. 当該処分に基づき講じた改善策

- ① 運転者に対する指導監督の内容が不足していた部分について、全運転者に対し個別指導・小集団活動（運転士集会）での徹底をはかった。
- ② 営業所支援システム（点呼システム）の点呼簿を全面的に見直し、平成26年3月以降、改善した様式を使用し点呼記録を行っている。

## 13 安全管理規程

※ 安全管理規程については、[別紙⑤](#)参照願います。